

一般社団法人栃木県警備業協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人栃木県警備業協会の会費等に関し、必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 会員になろうとする者は、入会金100,000円を納入しなければならない。

(会費)

第3条 会費は、栃木県内における警備業の年商高に応じて、会員ごとに算定する年商高会費とする。

1 年商高会費の算定基準及び方法は、次のとおりとする。

(1) 年商高会費の年商高は、会員の自主申告による。

会員は、毎年12月末現在の年商高を「別表1」により、翌年2月末までに会長に申告する。

(2) 年商高会費の算定は、「別表2」により毎会計年度に行う。

2 会費は、当協会が一般社団法人全国警備業協会に納付する負担金を含める。

(算定基準の改定)

第4条 会費収入の増減の必要を認めるときは、理事会の承認を経て、前条に定める算定基準表を改定することができる。

2 前項の改定を行ったときは、改訂後速やかに直近の総会の議決を得なければならない。

(納入)

第5条 入会金及び会費は、当協会の指定する金融機関に「口座振替」により納入するものとする。

2 入会金は、入会するとき全額を納入しなければならない。

3 会費は、当協会から会員宛に発出した会費納入請求書に基づき、新年度の6月末日までに納入しなければならない。

(途中入会)

第6条 10月1日から翌年3月31日までの間に入会した者は、会費の半額を入会の日から14日以内に納入しなければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人栃木県警備業協会設立の登記の日より施行する。

「別表 1」

令和 年 月 日

一般社団法人栃木県警備業協会長 殿

申告者

印

年 商 高 の 申 告 に つ い て

一般社団法人栃木県警備業協会会費規程に基づき、平成 年度における警備業の年商高を下記のとおり申告する。

記

1 会員名

2 年商高

3 警備員数（毎年 1 2 月末現在）

① 男子警備員 名（内 臨時警備員 名）

② 女子警備員 名（内 臨時警備員 名）

合 計 名

「別表2」

一般社団法人栃木県警備業協会会費算定基準表

区 別	年 商 高	会 費 ・ 年 額 (単位：円)
A	50以上 億円	1,296,000
B	35～50未満 億円	996,000
C	20～35未満 億円	696,000
D	10～20未満 億円	456,000
E	5～10未満 億円	336,000
F	3～5未満 億円	276,000
G	1～3未満 億円	240,000
H	1 未満 億円	216,000

注：会費には、一般社団法人全国警備業協会への年会費48,000円を含んでいる。